

佐賀県警察本部と佐賀県建設業協会は 「大規模災害発生時の支援に係る協定」 を締結しました

去る12月20日(金)、佐賀県警察本部において、佐賀県警と佐賀県建設業協会・県トラック協会・県レンタカー協会・県警友会の4団体は、大規模災害時における支援協力体制を確立し円滑な人命救助のための「大規模災害発生時の支援に係る協定」を締結しました。

東日本大震災以降、佐賀県警は災害時の物資提供を行なうホームセンターなどと協定を結び、民間との連携を強化しています。

今回の協定では、県協会は「がれき除去用の重機等の提供」を行なう事となりました。

また、トラック協会は物資搬送用のトラックを、レンタカー協会は警察官らが使用する車を、警友会は警察官の補佐を行なう事となり、これにより、大規模災害時の人命救助に迅速に対応します。

当協会は、既に佐賀県や各市町自治体と災害時における防災協定を結んでおり、加えて、平成25年4月からは「指定地方公共機関」に指定されており、地域に密着した産業として地域防災力の向上に努めてきております。

今後も地域の安全・安心のため、県協会は励んで参ります。



・締結式にて（中央は長嶋県警本部長。左から2番目が岸本会長）